

《契約社員を雇用する製造業(関連会社様を含む本社および事業所)の皆様へ》
《労働力不足(人手不足)でお悩みの企業様へ》

無 料

～待ったなし！有期雇用の「2018年問題」

貴社は「同一労働同一賃金」でも契約社員を「無期雇用」されますか？～

◆2017年12月『雇用対策セミナー』開催のご案内◆

2018年を目前に、有期雇用の契約社員を直接雇用する企業様や派遣社員を受け入れている企業様におかれては、「同一労働同一賃金」に対する不安が高まっています。と言うのも、政府が推進する「同一労働同一賃金」が法制化に向けて進行しているからです。「同一労働同一賃金」となれば、契約社員の無期転換は避けたい、しかし「雇止め」をしても新たな労働者を確保できない現実があるのです。従って、大企業の主流は、契約社員や人材派遣から「同一労働同一賃金」の影響を受けない“請負化”になるのです。そして、この度、『外国人技能実習法』施行で、新たな技能実習制度になりました。従って、契約社員の人材確保が困難となれば、今後は、外国人技能実習生を含む「外国人労働者」を新たな労働力として活用するしか手立てがないのです。当『セミナー』ではこれらの問題について、わかりやすく解説致します。皆様のご参加をお待ちしております。

尚、製造業の皆様がご受講対象の為、独立系人材派遣会社様のご参加はご遠慮願います。

【テーマ】

(1) 新たな労働規制について

- ・「同一労働同一賃金」
- ・「無期転換ルール」

(2) 新たな労働力の活用について

- ・外国人労働者(外国人技能実習生)の活用(株式会社ORJ)

(3) 「適正な請負」のポイント

- ・厚生労働省(労働局)が教えてくれない「請負」

(4) 直接雇用から請負化にてローコスト・オペレーションの実現

【講師】 野々垣 勝 (社団法人全国請負化推進協議会 代表理事・会長)

【開催日・会場】 ◆12月12日(火) 【大宮】

ベルヴェオフィス大宮(TKP大宮駅西口カンファレンスセンター)

所在地:さいたま市大宮区桜木町1-8-1

【時間】 ・「セミナー」13:30~15:30 ※受付は13:00より。

・「個別相談会」15:45~17:00

【対象】 製造業の皆様(限定)

【参加費】 ★無料

【お問い合わせ先】 社団法人全国請負化推進協議会

〒450-0002 名古屋市中村区名駅2-28-3 OA第1ビル3F

TEL:052-526-0311 FAX:052-588-9931 URL:http://www.ukeoi.jp

【お申込み】 下記のお申込みフォームにご記入のうえ、FAX送信いただくか、又は、協議会HP 催事情報よりお申込みください。

●ご参加お申込フォーム

FAX:052-588-9931

貴社名:	貴社所在地:		
TEL:	ご参加者様の区分: <input type="checkbox"/> 人事部門 <input type="checkbox"/> 総務部門 <input type="checkbox"/> 製造部門 <input type="checkbox"/> その他 ※空欄を☑チェックしてください		
FAX または E-mail:			
お申込担当者:	様	ご参加人数	名様

★定員になり次第、締め切らせて頂きます。お申込み受付後、E-mail または FAX にてご連絡致します。